



発行 東京都

目次

規則

○白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則..... (産業労働局商工部地域産業振興課).....

○東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (産業労働局農林水産部調整課).....

告示

○建築基準法による道路の指定..... (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....

○建築基準法による道路位置の指定の取消し..... (同).....

告示 (選)

○令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号 (政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正.....

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号 (政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正.....

○令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号 (政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正.....

○令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号 (政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正.....

○令和五年東京都選挙管理委員会告示第百五十六号 (政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正.....

規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年十一月十四日 東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十号

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則 (昭和五十三年東京都規則第百十二号)の一部を次のように改正する。 別表第一白鬚西共同利用工場施設の項中

一〇一号室	一室一月につき	一一五、六〇〇円
一〇二号室	一室一月につき	八七、九〇〇円
一〇二号室	一室一月につき	八七、九〇〇円

を 改

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年十一月十四日 東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 東京都農業近代化資金利子補給規則 (昭和三十七年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号ハ中「集落営農組織 (」を削り、「組織をいう。」を「組織」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千五百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置

法第四十二条第一項第四号の規定による道路 令和六年十月二十五日 稲城市大字東長沼字三号千五番一の一部、同番一地先、同番二、千六番一及び同番二の各一部、大字矢野口字宿九百九十一番一の一部、同番一地先、九百九十一番四、九百九十二番一から九百九十三番一、同番三、同番五及び九百九十五番六の各一部、同番七並びに同番八、

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) 延長 四三・八二 幅員 五・〇〇、六・〇〇

九百九十六番二、九百九十七番一から九百九十八番、九百九十九番、千十番一、同番二、千十一番一、同番二、同番四、同番五、同番七、同番八、千十五番二から同番四まで、千十九番から千二十二番まで、千二十三番九及び千六十四番一の各一部

●東京都告示第千五百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和六年十月二十五日 稲城市大字矢野口字宿千十番八、同番八地先、千五百一十四番一の一部、同番一、先及び同番二

●東京都告示第千五百五十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

令和六年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道) 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設 三 開場日時 令和六年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで 令和七年一月一日午前零時から午後六時まで (通常午前十時から午後六時まで)

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号)の一部を次のように訂正する。

令和六年十一月十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部2支出総額の項中「69,341,523」を「69,481,717」に、「106,021,508」を「105,881,314」に改め、同部4支出の内訳の項中「39,429,200」を「39,569,394」に、「8,823,655」を「8,963,849」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の一部を次のように訂正する。
令和六年十一月十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「166,439,051」を「166,298,857」に、「106,021,508」を「105,881,314」に改め、同部2支出総額の項中「66,967,848」を「67,132,990」に、「99,471,203」を「99,165,867」に改め、同部4支出の内訳の項中「40,641,597」を「40,806,739」に、「14,862,120」を「15,027,262」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部及び自由民

主党東京都中央区第十九支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号)の一部を次のように訂正する。
令和六年十一月十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「156,645,498」を「156,340,162」に、「99,471,203」を「99,165,867」に改め、同部2支出総額の項中「56,078,490」を「56,230,598」に、「100,567,008」を「100,109,564」に改め、同部4支出の内訳の項中「28,487,865」を「28,639,973」に、「9,136,096」を「9,288,204」に改める。

自由民主党東京都中央区第十九支部の部3本年収入の内訳の項中

「3 本年収入の内訳」を	
「3 本年収入の内訳	」を
個人の内訳	
個人の負担する党費又は会費	22,600 比
(77人)」	
「 個人からの寄附	240,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,600 比
自由民主党東京都支部連合会	22,600
「 個人からの寄附	240,000」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部及び自由民主党東京都葛飾区第三十四支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号)の一部を次のように訂正する。
令和六年十一月十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「230,071,808」を「229,614,364」に、「100,567,008」を「100,109,564」に改め、同部2支出総額の項中「86,989,465」を「87,139,879」に、「143,082,343」を「142,474,485」に改め、同部4支出の内訳の項中「52,342,150」を「52,492,564」に、「7,474,989」を「7,625,403」に改める。

自由民主党東京都葛飾区第三十四支部の部1収入総額の項中「1,692,320」を「1,723,720」に改め、同部2支出総額の項中「977,449」を「1,008,849」に改め、同部3本年収入の内訳の項中	
「3 本年収入の内訳」を	
「3 本年収入の内訳	」を
個人の負担する党費又は会費	31,400 比
(107人)」	
改める。	

●東京都選挙管理委員会告示第百八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、自由民主党東京都新宿区第二十八支部、自由民主党東京都江東区第十六支部、自由民主党東京都足立区第三十五支部、自由民主党東京都葛飾区第三十四支部、自由民主党福生総支部、小田原きよし連合後援会、石渡ゆきこ後援会、新憲法政策研究会及び古田ひろき後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和五年東京都選挙管理委員会告示第百五十六号)の一部を次のように訂正する。

令和六年十一月十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「207,394,311」を「206,786,453」に、「143,082,343」を「142,474,485」に改め、同部2支出総額の項中「83,655,902」を「83,813,092」に、「123,738,409」を「122,973,361」に改め、同部4支出の内訳の項中「51,349,652」を「51,506,842」に、「18,538,380」を「18,695,570」に改め。

自由民主党東京都新宿区第二十八支部の部1収入総額の項及び2支出総額の項を次のように改める。

1 収入総額	400,000
前年繰越額	0
本年収入額	400,000
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	400,000

自由民主党東京都新宿区第二十八支部の部2支出総額の項の次に次の一項を加える。

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党新宿総支部 400,000

自由民主党東京都江東区第十六支部の部1収入総額の項及び2支出総額の項中「14,800」を「214,800」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

個人の負担する党費又は会費 14,800 に

(50人)に

「14,800」を「200,000」に改め。

自由民主党東京都足立区第三十五支部の部1収入総額の項中「5,955,273」を「6,955,273」に、「5,658,400」を

「6,658,400」に改め、同部2支出総額の項中「1,153,985」を

「1,153,985」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「5,630,000」を「6,630,000」に、「1,760,000」を

「2,760,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えもの)の項中

「日東燃料工業株式会社」を

「日東燃料工業株式会社 足立区」を

「日東燃料工業株式会社 足立区」に改

め。

(株)アパックス 1,000,000 千代田区」

を。

自由民主党東京都葛飾区第三十四支部の部1収入総額の項中「1,277,449」を「1,338,449」に、「977,449」を

「1,008,849」に、「300,000」を「329,600」に改め、同部

2支出総額の項中「864,823」を「925,823」に改め、同部

3本年収入の内訳の項中

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

個人の負担する党費又は会費 29,600 に改

め。(101人)に

め。

自由民主党福生総支部の部4支出の内訳の項中

「政治活動費 2,189,569」を

「政治活動費 2,189,569

うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 600,000 に改

め。

小田原きよし連合後援会の部中「法第19条の7第1項第2号」を「法第19条の7第1項第1号及び第2号」に改め。

石渡ゆきこ後援会の部1収入総額の項中「881,793」を

「381,793」に、「500,000」を「0」に改め、同部2支出総額の項中「819,433」を「319,433」に改め、同部中3本年

収入の内訳の項を削り、4支出の内訳の項を3支出の内訳

の項とし、5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項

を削る。

新憲法政策研究会の部1収入総額の項中「351,901」を

「1,351,901」に、「30」を「1,000,030」に改め、同部2支

出総額の項中「401」を「1,000,401」に改め、同部3本年

収入の内訳の項中

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

「3 本年収入の内訳」を

<p>「3 本年収入の内訳 寄附の総額 1,000,000 に改 政党匿名分を除く寄附の額 1,000,000 政治団体からの寄附 1,000,000」</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 円</p> <p>自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部 古田ひろよ後援会の部1収入総額の項中「431,224」を 「427,224」に、「337,000」を「333,000」に改め、同部2 支出総額の項中「355,549」を「357,639」に、「75,675」 を「69,585」に改め、同部3本年収入の内訳の項中 「337,000」を「333,000」に改め、同部4支出の内訳の項 中</p>	<p>「 経常経費 4,730 備品・消耗品費 4,730 を 政治活動費 350,819」</p> <p>「 経常経費 91,209 備品・消耗品費 4,730 に 事務所費 86,479 政治活動費 266,430」</p> <p>「 機関紙誌の発行その他の事業費 230,819 機関紙誌の発行事業費 70,694 を 宣伝事業費 160,125」</p>	<p>「 機関紙誌の発行その他の事業費 146,430 に改 宣伝事業費 146,430」</p> <p>め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中 「110,000」を「100,000」に改め。</p>		
--	---	---	--	--

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。